

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 福 井 県 福 井 市 月 見 五 丁 目 4 番 4 号

(商 号) KYCOMホールディングス株式会社

(旧商号 共同コンピュータホールディングス株式会社)

上記被審人に対する平成25年度(判)第21号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法第185条の6の規定により審判長審判官梶浦義嗣、審判官城處琢也、同琴岡佳美から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2700万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成26年1月28日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成25年11月27日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、福井県福井市月見五丁目4番4号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所ジャスダック市場（平成25年7月15日以前は大阪証券取引所ジャスダック市場、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所）に上場されている会社であるが、被審人は被審人の子会社において、平成10年にソフトウェア開発のための工場及び研修施設建設用地として取得した土地が、業績の低迷や技術進歩による事業所面積の縮小等により取得以降何ら利用されないままとなっていたにもかかわらず、これを遊休資産として適切な減損会計の適用による特別損失を計上せず、土地を過大に計上するなどしていた。また、被審人の子会社において、製品として市場で販売することを前提とした各種ソフトウェアに係る仕様変更や改良作業が相次ぎ中断されたところ、販売が見込まれる客観的事象がないにもかかわらず、費用処理することなく、仕掛品を過大に計上するなどしていた。

これらの結果、被審人は、北陸財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成21年 6月26日	第42期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成20年4月1日 ～平成21年3月31日 の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が1,542百万円であるところを2,003百万円と記載	・土地の過大計上 ・仕掛品の過大計上等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
2	平成 22 年 6 月 25 日	第 43 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 損益計算書	連結当期純損益 が▲41 百万円 であるところを 30 百万円と記 載	・土地の過大計 上及び減損会 計の適用によ る特別損失の 不計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,509 百万円で あるところを 2,042 百万円と 記載	・仕掛品の過大 計上及び売上 原価の不計上 等
3	平成 22 年 8 月 13 日	第 44 期事業年 度第 1 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 6 月 30 日の第 1 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,463 百万円で あるところを 2,013 百万円と 記載	・土地の過大計 上 ・仕掛品の過大 計上 等
4	平成 22 年 11 月 12 日	第 44 期事業年 度第 2 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が▲127 百万 円であるところ を▲48 百万円 と記載	・土地の過大計 上及び減損会 計の適用によ る特別損失の 不計上
			平成 22 年 7 月 1 日 ～平成 22 年 9 月 30 日の第 2 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,435 百万円で あるところを 1,980 百万円と 記載	・仕掛品の過大 計上及び売上 原価の不計上 等

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
5	平成 23 年 2 月 10 日	第 44 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結四半期純損 益が▲102 百万 円であるところ を▲28 百万円 と記載	・土地の過大計 上及び減損会 計の適用によ る特別損失の 不計上 ・仕掛品の過大 計上及び売上 原価の不計上 等
			平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,465 百万円で あるところを 2,005 百万円と 記載	
6	平成 23 年 6 月 28 日	第 44 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,322 百万円で あるところを 1,748 百万円と 記載	・土地の過大計 上 ・仕掛品の過大 計上 等
7	平成 23 年 8 月 12 日	第 45 期事業年 度第 1 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 6 月 30 日の第 1 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,303 百万円で あるところを 1,724 百万円と 記載	
8	平成 23 年 11 月 11 日	第 45 期事業年 度第 2 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 23 年 7 月 1 日 ～平成 23 年 9 月 30 日の第 2 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,318 百万円で あるところを 1,735 百万円と 記載	
9	平成 24 年 2 月 10 日	第 45 期事業年 度第 3 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 23 年 10 月 1 日 ～平成 23 年 12 月 31 日の第 3 四半期 連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,278 百万円で あるところを 1,689 百万円と 記載	

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
10	平成 24 年 6 月 28 日	第 45 期事業年 度連結会計期 間に係る有価 証券報告書	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,431 百万円で あるところを 1,842 百万円と 記載	・土地の過大計 上 ・仕掛品の過大 計上 等
11	平成 24 年 8 月 10 日	第 46 期事業年 度第 1 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 24 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 6 月 30 日の第 1 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,418 百万円で あるところを 1,825 百万円と 記載	
12	平成 24 年 11 月 13 日	第 46 期事業年 度第 2 四半期 連結会計期間 に係る四半期 報告書	平成 24 年 7 月 1 日 ～平成 24 年 9 月 30 日の第 2 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 1,459 百万円で あるところを 1,858 百万円と 記載	

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第1項本文、法第24条第1項

番号2

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号3、同4及び同5

法第172条の4第2項前段、第1項本文、第24条の4の7第1項

番号6

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号3、同4、同5及び同6は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号7、同8及び同9

法第172条の4第2項前段、第1項本文、第24条の4の7第1項

番号10

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号7、同8、同9及び同10は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号11及び同12

法第172条の4第2項前段、第1項本文、第24条の4の7第1項

(別紙3)

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の表に掲げる事実につき

番号1

旧金融商品取引法第172条の2第1項本文の規定により、被審人の第42期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額(45,742円)

が

② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円となる。

番号2

法第172条の4第1項本文の規定により、被審人の第43期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(81,518円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号3、同4、同5及び同6

法第172条の4第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第44期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第44期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第44期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書(以下「第44期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(以下「第44期有価証券報告書」という。)に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第44期第1四半期報告書	80,884円
第44期第2四半期報告書	79,533円
第44期第3四半期報告書	73,663円
第44期有価証券報告書	76,021円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第44期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第44期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第44期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第44期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第44期第1四半期報告書、第44期第2四半期報告書、第44期第3四半期報告書及び第44期有価証券報告書が、いずれも第44期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第44期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第44期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第44期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{円}$$

第44期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号7、同8、同9及び同10

法第172条の4第1項本文及び第2項前段の規定により、被審人の第45期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第45期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第45期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第45期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第45期有価証券報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第45期第1四半期報告書	72,051円
第45期第2四半期報告書	69,765円
第45期第3四半期報告書	70,642円
第45期有価証券報告書	70,560円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第45期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第45期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第45期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第45期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第45期第1四半期報告書、第45期第2四半期報告書、第45期第3四半期報告書及び第45期有価証券報告書が、いずれも第45期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3の

規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第45期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第45期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第45期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第45期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号11及び同12

法第172条の4第2項前段、第1項本文の規定により、被審人の第46期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第46期第1四半期報告書」という。）及び同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第46期第2四半期報告書」という。）に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第46期第1四半期報告書	75,440円
第46期第2四半期報告書	72,800円

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第46期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第46期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相

当する額である 3,000,000 円
となる。